

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 1 5 日

福島地方裁判所いわき支部

裁判所書記官 高 玉 潮

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 0 月 6 日 午前 8 時 3 0 分から 令和 8 年 1 0 月 1 4 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 0 月 2 0 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 福島地方裁判所いわき支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 1 月 4 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 福島地方裁判所いわき支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを上記公告日同日から、当庁閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- 1 所 在 いわき市四倉町字東四丁目
地 番 50 番
地 目 宅地
地 積 549.11 平方メートル

所有者 A



物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 1 2 日

福島地方裁判所いわき支部

裁判所書記官 高 玉



1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

- ・ 南西角付近の駐車場部分につき C が占有している。C の賃借権は対抗要件を有していない。その余の部分につき本件所有者が占有している。
- ・ 本件所有者所有の売却対象外建物が本件土地上に存在する。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

隣地（地番 4 9 番、5 3 番、5 2 番、6 5 番 1）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 いわき市四倉町字東四丁目
地 番 50 番
地 目 宅地
地 積 549.11 平方メートル

所有者 A

令和 8 年（ケ）第 7 号
令和 8 年 5 月 1 1 日受理
令和 8 年 6 月 2 2 日提出

現 況 調 査 報 告 書

福島地方裁判所いわき支部

執行官 佐 藤 武 男

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1	所 在	いわき市四倉町字東四丁目
	地 番	5 0 番
	地 目	宅地
	地 積	5 4 9 . 1 1 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	住居表示未実施		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者A ☒ その他の者C ☒ 土地所有者Aが本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している。 ☒ その他の者Cが南西角付近を駐車場として使用し、占有している。 ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☐ ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐		
その他の事項			
執行官保管の仮処分の	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
建物（目的外建物）	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原（物件 1 関係）			
占有範囲		☐ 全部 ☒ 南西角付近の自動車2台分	
占有者		☐ 債務者 ☒ C	
占有状況		☐ 敷地 ☒ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☒ 関係人（ ☒ A（所有者）、 ☒ C（占有者）の陳述／ ☐ 提示文書（ ）の要旨			
占有権原		☒ 賃貸借 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		年 月 日 ☒ 不詳	
最初の契約日		年 月 日 ☒ 不詳	
契約等期間		年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等期間		年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
契約等貸主		☒ 所有者 ☐ その他の者（ ）	
当事者借主		☒ 占有者 ☐ その他の者（ ）	
賃料・支払時期等		毎月 2台分 金6,000円（毎 限り 分支払） ☐ 前払（ 分 円） ☐ 相殺（ 分 円）	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある（ ☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円）	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

目的外建物の概況（物件1 関係）	
所 在	いわき市四倉町字東四丁目50番地
家 屋 番 号	☒ ない（未登記） ☐
種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 車庫
構 造	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積（概略）	19.20㎡（概測）
所 有 者	☒ 土地所有者A ☐ その他の者（ ） ☐ 不明
建 築 時 期	☐ 新築 ☒ 不明
建 築 者	☒ 現所有者A ☐ その他の者（ ） ☐ 不明
そ の 他 の 事 項	本目的外建物の建築時期について、建築者である現所有者には明確な記憶がないところ、 同人及び物件1土地の根抵当権者である本件債権者の担当者の陳述に基づき、当該根抵当 権設定登記の前に建築されたものであると認める。

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債権者担当者	1 物件1土地(本土)に根抵当権を設定するにあたっては、現地調査を実施しており、その時点において、本土を前所有者であるBのほか、2人が月極駐車場として賃貸借契約を締結して、それぞれ使用していることを確認しました。 2 また、本土上には、その時点において、目的外建物の判断されたという車庫はありましたが、当該車庫を不動産鑑定士に見てもらい、それが建物ではなく、設置物、つまり動産であるという判断を受けていたため、執行裁判所に提出した本件申立書に添付した照会回答書には、根抵当権設定時に件外建物はなかった旨、記載したものです。
■A	1 本土の所有者です。 2 本土は、私が代表者をしていた債務者会社が購入した後、債務者会社の代表者になった私の子であるBが個人で買い受けましたが、Bが亡くなり、私が相続したものです。債務者会社を債務者、本件債権者を根抵当権者とする根抵当権を設定したのは、Bが所有者のときです。 3 本土上にある車庫は、いつ建てたかまでの明確な記憶はありませんが、少なくとも債務者会社が本土を所有していたときに私が個人で建てたものです。所有者であった債務者会社やBとは、これまで敷地に関する特段の契約などはしてもらわず、また、地代等を支払ったこともありませんでした。この車庫が建物なのか、動産なのかは分かりませんが、建物としての登記はしていません。 この車庫は、他人に賃貸したり、無償で使用させてはいません。 4 本土の南西角付近の駐車場2台分について、いわき・よつくらファームことCに貸しています。その時点での所有者だったBが契約書を作成していなかったため、いつから貸したのか明確にはわからず、10年までは経っていないと思いますが、5年は経っていると思います。Cから受け取っている賃料は、別に貸している倉庫や駐車場などの分と合わせて月額165,000円であり、駐車場分は1台3,000円と考えていました。駐車場2台分を含めて、Cは賃料を滞納していません。現在、本土を貸しているのは、Cだけであり、他に賃貸したり、無償で使用させてはいません。 本土上のビニールハウスなどが設置されている部分は、私が家庭菜園をするために使用しており、誰にも貸していません。 5 本土の北東側隣接地である私が所有し、使用している52番の土地との境界については、52番土地側にブロック塀が設置されているほか、52番土地の更地部分はコンクリート敷であるところ、本土は砂利敷や52番土地とは様相が異なるコンクリート敷となっているため、境界付近ということでは説明はできますが、境界杭などが見当たらず、公図などに基づいて測量するなどして明確にするしかないと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C	なお、52番の土地は、公図上、53番と65番1の各土地を含む筆界未定地の土地ですが、本土地との境界付近にあるブロック塀から北側にもあるブロック塀までが52番の土地であり、その北側ブロック塀のさらに北側が53番と65番1の各土地になると考えて、長年にわたって使用してきました。この筆界未定地の他の所有者との間で境界等が問題になったことはありません。 6 本土地の南側隣接地である49番の土地との境界については、債務者会社が本土地を購入した当時から設置されていたブロック塀が境界だと思ってきました。 7 本土地の南東角付近にある祠は、元々別の場所にあったのですが、撤去するわけにもいかないと考え、私がある場所に移したものです。 1 本土地の南西角付近の駐車場部分について、自動車2台分を借りている者です。いわき・よつくらファームという屋号で個人経営しており、その従業員のために借りています。 2 自動車2台分の駐車場を借りた時期については、契約書は作成しておらず、帳簿などの記録もなく、定かな記憶もありません。借りてから8年くらいか少なくとも5年以上は経っていると思いますが、それを前提に何らかの判断をされても困るため、不明なり、不詳ということにさせていただいて構いません。期間については、特に定めた記憶がなく、いわき・よつくらファームを営んでいる限り、自動更新されて借り続けられるものと思っています。 3 駐車場代については、いわき・よつくらファームの倉庫等として本件所有者から借りている別の土地建物分と合わせて提示された金額を毎月支払ってきており、駐車場代が月額いくらと言われたことはなかったと思います。本件所有者が1台分の月額が3000円と言っているのであれば、そういうことだと思います。 駐車場代については、他の土地建物分と合わせて所有者の口座に毎月振り込んでおり、滞納等はないはずです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 本件物件の状況は、公図写、土地建物位置関係図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件物件に関して調査、実地に見分した結果は、次のとおりである。
 - (1) 本土地上の登記建物は、ない。
 - (2) 地割れや陥没などは見られなかった。
 - (3) 本土地に隣接する49番の土地は、登記上、第三者所有の宅地であり、62番2及び66番3の各土地は、登記上、いわき市所有の公衆用道路であり、現況地目も同様である。49番の土地との境界線については、公図上、ほぼ一直線のように見られるところ、境界付近に設置されているブロック塀は少なくとも3箇所で屈折しているのが確認できたため、買受人は、本土地の使用を開始するにあたり、49番の土地所有者と境界の確認等をするのが相当である。

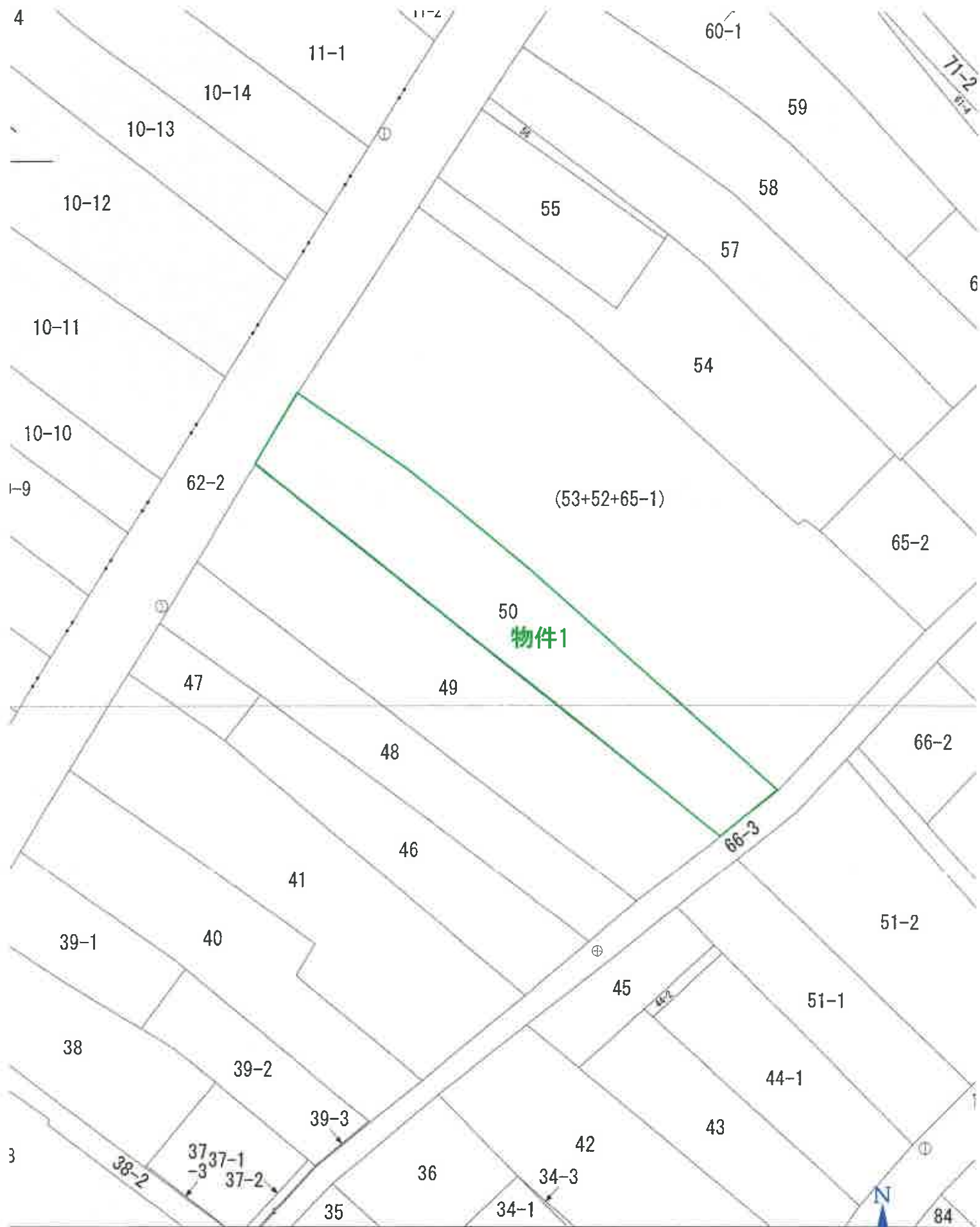
また、登記上の地目が宅地である本件所有者所有の52番と第三者所有の53番及び65番1の各土地は、筆界未定地であり、いずれも現況地目は同様であるところ、この筆界未定地との境界付近については、一部ブロック塀が設置されている箇所があるほか、コンクリート敷部分と砂利敷部分と異なっているとはいえ、境界杭などを確認することができなかったため、買受人は、本土地の使用を開始するにあたり、53番・52番・65番1の各土地の所有者と境界の確認等をするのが相当である。
 - (4) 本土地上にある車庫については、定着性、外気分断性等から本件所有者所有の未登記建物と認める。

なお、当該車庫は、本件土地の根抵当権設定時には使用借権に基づき建てられていたものと認める。
- 3 本土地は、南西角付近の駐車場部分については、自動車2台分をCが占有しており、その占有権原は賃借権と認める。それ以外の部分については、本件所有者が未登記の目的外建物（車庫）を所有するなどして、占有していると認める。

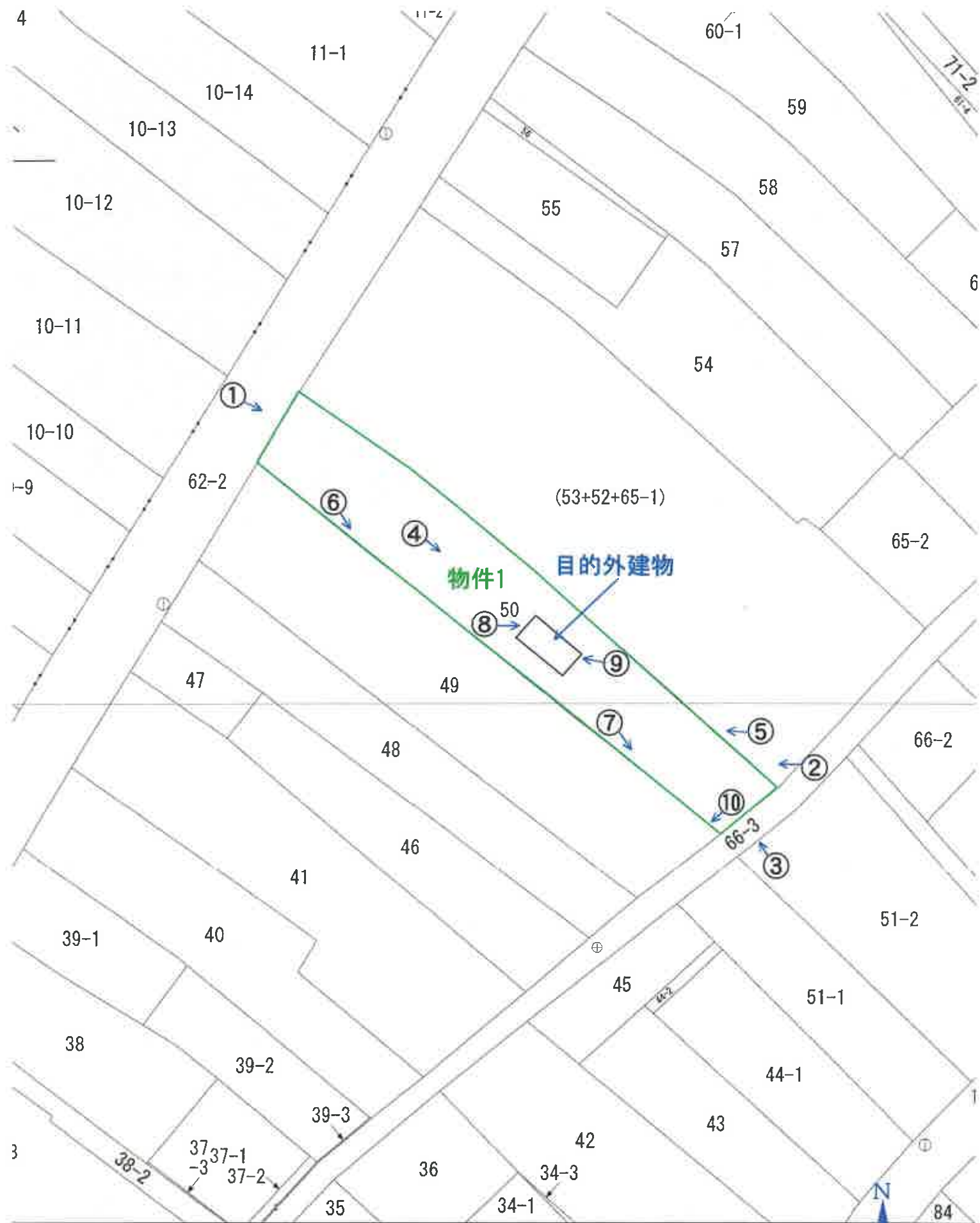
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年5月11日(月) 12:15-12:25	物件所在地	占有調査、写真撮影
令和8年5月13日(水) : :	執行官室	全部事項証明書交付申請(5月18日受領)
令和8年5月27日(水) 10:45-10:55	執行官室	債権者担当者から電話による事情聴取
令和8年5月28日(木) 13:30-15:05	物件所在地	現況調査、写真撮影 所有者から事情聴取
令和8年6月2日(火) 14:20-14:35	物件所在地	Cから電話による事情聴取
令和 年 月 日() : :		
年 月 日() : :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて、物件内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



N
1/500
公図写



←○写真撮影位置方向・写真番号

土地建物位置関係図

目的外建物



件外土地53+52+65-1

物件1

件外土地49
No. 1

ビニールハウス



物件1

件外土地53+52+65-1
No. 2

ブロック塀



件外土地49

物件1

件外土地53+52+65-1

No. 3

ブロック塀

目的外建物

ブロック塀



件外土地53+52+65-1

物件1

件外土地49

No. 4

ブロック塀

ビニールハウス



件外土地49

物件1

件外土地53+52+65-1

No. 5

ブロック塀



物件1

件外土地49

No. 6

ブロック塀



物件1

件外土地49

No. 7

ブロック塀

目的外建物

ブロック塀



件外土地53+52+65-1

物件1

件外土地49

No. 8

目的外建物



物件1

No. 9



祠

物件1

No. 10

令和8年（ケ）第7号
令和8年5月28日 現地調査
令和8年6月23日 評価

福島地方裁判所いわき支部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

船山克彦

第1 評価額

番号	評 価 額
物件 1	金6,060,000円

- 1 物件1の価格は、目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況 (記載のない事項は、登記とほぼ同じ)
1	所 在 地 番 地 目 地 積	いわき市四倉町字東四丁目 50番 宅地 549.11㎡	
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R常磐線「四ツ倉」駅の北東方約1.0km 最寄バス停「四丁目」の南方約50m いわき市立四倉小学校まで約150m 道の駅よつくら港まで約350m いわき市役所四倉支所まで約100m	
付 近 の 状 況	店舗、店舗併用住宅、一般住宅のほか、空地も見られる既成商業地域。 国道6号や県道小野四倉線が周辺に配され、小学校や四倉支所、道の駅に近接し利便性は良好であるが、旧来からの商店街であり商業繁華性はやや劣る。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% 防火・準防火地域の指定なし 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし
画 地 条 件	間口約8.7m・奥行約63m、地積549.11㎡ ほぼ整形、概ね平坦、二方路 道路とほぼ等高に接面	
接 面 道 路 の 状 況	北西側 幅員約7.5m 舗装市道 南東側 幅員約2.7m 舗装市道	(建築基準法42条1項1号) (建築基準法42条3項)
土 地 の 利 用 状 況 等	Cが南西角付近の自動車2台分を駐車場として占有している他は、土地所有者が後記目的外建物を所有し、占有している。 隣地は、一般住宅、店舗併用住宅の敷地となっている。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の接面道路に該当施設の本管又は私設管（以下、施設管という）が通っており通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等をいう。「不明」とは、接面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項

- ① 物件1土地上の目的外建物の概要は以下の通りである。

目的外建物

所 在	四倉町字東四丁目50番地
家屋番号	ない(未登記)
種 類	車庫
構 造	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
建築面積	19.20㎡(概測)
建築時期	不明
所 有 者	物件1土地所有者A

- ② 所有者等の陳述によれば、目的外建物の建築時期は不明であるが、根抵当権設定登記前に建築されているとのことである。また、当該抵当権設定時の所有者はBであるが、地代等の支払いはなく、当該時点における占有権原は使用借権である。

- ③ 南西角付近の駐車場2台分については、Cが駐車場として占有しており、占有権原は賃借権である。

占有開始時期	不詳
最初の契約日	不詳
最初の期間	期間の定めなし
現在の期間	期間の定めなし
契約当事者	貸主：所有者、借主：占有者
賃料・支払時期等	毎月2台分 金6,000円
保証金・敷金	ない

- ④ 南西側に隣接する地番49番との境界については、境界杭等は確認できず、公図上はほぼ一直線なのに対し、現況は境界付近に設置されているブロック塀は少なくとも3箇所で屈折している状況にある。また北東側に隣接する筆界未定地(53+52+65-1)との境界杭等も確認できない。よって、隣接の上記地番49番、53+52+65-1番との筆界を詳細には特定できず、詳細は境界確定の上、測量調査を要する。

上述の通り、隣接土地との筆界が判然としないが、大凡の位置関係は土地建物位置関係図の通りとした。

- ⑤ 接面する北西側道路端から約20m迄は近隣商業地域(建ぺい率80%、容積率200%、準防火地域)、20m以降は上記の通り、第1種住居地域に指定されている(いわき市都市建設部都市計画課調べ)。第1種住居地域が過半を占める。

- ⑥ いわき市河川洪水ハザードマップによると、洪水浸水想定区域(想定最大規模)は3.0m～5.0m未満の区域となっている(いわき市土木部土木政策課調べ)。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件1 (宅地)

目的土地の更地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	更地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	41,500	0.82	549.11		18,690,000

ア 標準画地価格

上記標準画地価格は、次のとおり標準画地と目的物件に類似する標・基準地とを比較し、これに基づいて公示価格等を補修正して試算した価格と均衡が保たれていることから妥当な価格であると判断した。

地価公示 いわき5-16

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{規準とした価格} \\ 38,400\text{円/㎡} & \times & 100.4 / 100 & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 93 & \equiv & 41,500\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件：100%（角地）

◇地域格差：街路条件：105%（幅員、連続性）

交通接近条件：100%

環境条件：89%（下水道、周辺の利用状態）

行政的条件：100%

格 差 率：93%

イ 個別格差

番号1：街路条件：100%

交通接近条件：100%

環境条件：100%

画地条件：82%（間口と奥行の関係、二方路）

行政的条件：100%

その他の条件：100%

格 差 率：82%

ウ 地 積：登記数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を実施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	18,690,000	1.00	0.10	使用借権	1,870,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：物件1の土地の全範囲とした。

ウ 土 地 利 用 権 等 割 合：土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	18,690,000	- 1,870,000		0.60	0.60	6,060,000

ウ 占有減価修正：特になし。

エ 市 場 性 修 正：物件1は目的外建物の敷地となっていることから、買受人は限定される。更に、隣接土地との境界が特定できない等、一段と市場性も劣ることから、市場性修正を行う。

オ 競 売 市 場 修 正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 いわき5-16

所 在 : いわき市四倉町字東3丁目136番7外
価 格 : 38,400円/㎡
位 置 : 「四ツ倉」駅まで道路距離で約1.1km
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 859㎡
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 北西側17m国道、北東側道
用 途 指 定 等 : 市街化区域
第2種住居地域
建ぺい率 60% 容積率 200%
地 域 の 概 要 : 店舗、営業所等が混在する国道沿いの商業地域

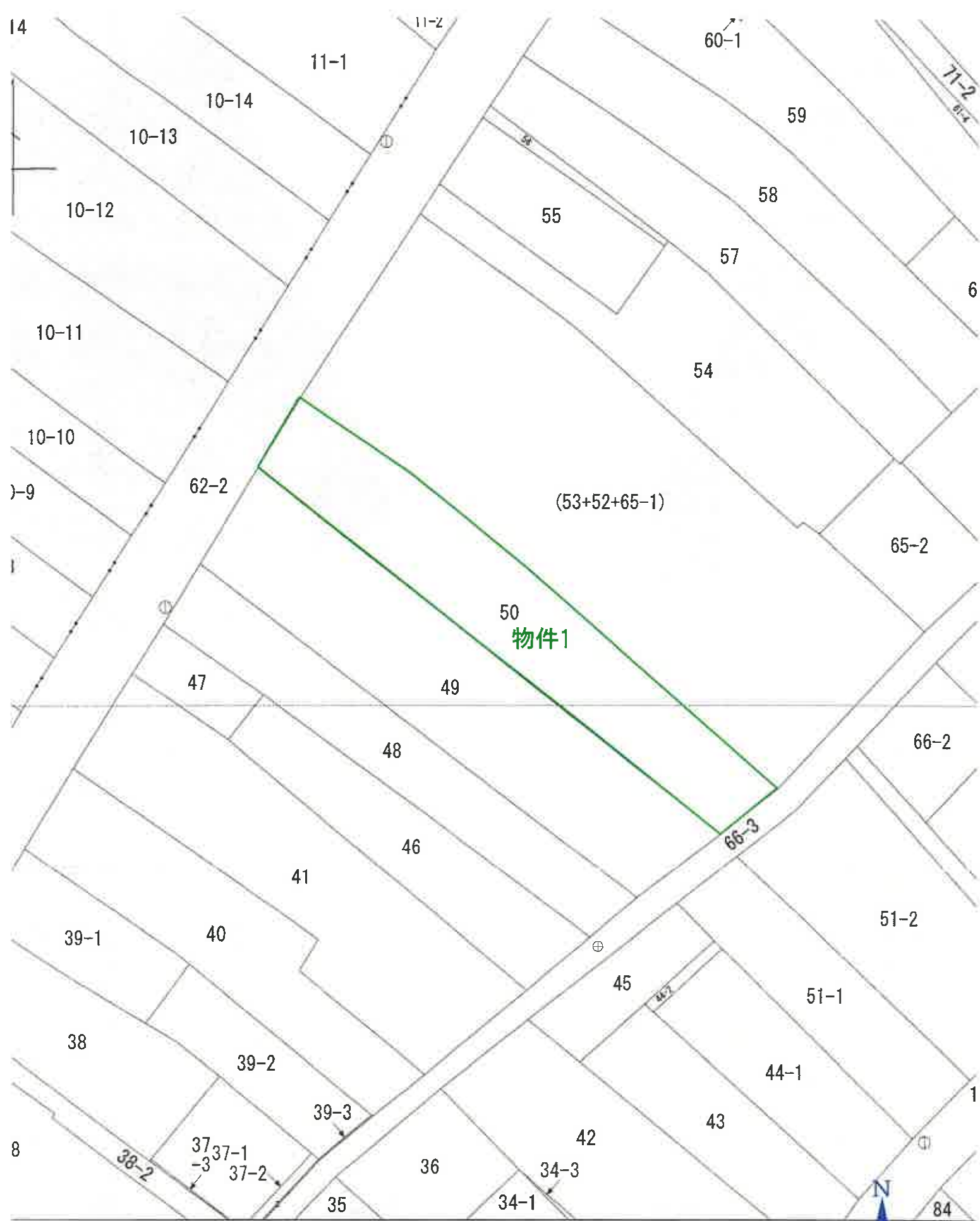
2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1： 11,154,071円

第7 附属資料

公 図 写
土地建物位置関係図

以 上



N
1/500
公図写



土地建物位置関係図

